

国有財産近畿地方審議会の開催結果

1. 審議会の概要

- (1) 名称 第134回国有財産近畿地方審議会
- (2) 開催日時 令和6年2月22日(木) 午前10時00分～11時05分
- (3) 開催場所 大阪府中央区大手前4丁目1番76号
近畿財務局大会議室(大阪合同庁舎第4号館8階)

※ 議事録等は当局ホームページに後日掲載します。

2. 審議会の議事内容

- (1) 会長互選等 委員改選(令和5年9月22日)後の初会であるため、委員の互選により会長が選任されました。また、会長の職務を代理する会長代理が指名されました。(別紙参照)
- (2) 下記諮問事項のとおり処理することを適当と認める。

【諮問事項】宇治市に所在する普通財産の減額売払について

財産の所管：財務省

会計名：一般会計

所在地	区分	面積	処分相手方	利用計画
京都府宇治市五ヶ庄三番割 25番38	土地※	7,906.63㎡	宇治市	宇治市学校給食 センター敷地

※対象財産には、立木竹・工作物を含む

第 134 回 国 有 財 産 近 畿 地 方 審 議 会 委 員 名 簿

※50音順(敬称略)

ふりがな 氏 名	現 職	出欠
おか えりこ 岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部建築学科 教授	出席
かねづか たくや 兼塚 卓也	中央復建コンサルタンツ(株) 代表取締役社長 (一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部 副支部長)	出席
こたに ひろこ 小谷 寛子	弁護士 (小谷法律事務所)	欠席
さとう ゆうこ 佐藤 祐子	(株)国華荘 代表取締役社長	出席
さわき まさのり 澤木 昌典	大阪大学 名誉教授	出席
さわだ とおる 沢田 渉	(株)Brighten Japan 代表取締役	出席
はなだ まりこ 花田 真理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員	出席
会長代理 ほんじょう たけひろ 本庄 武宏	大阪ガス(株) 取締役会長	出席
みずがみ つぶる 水 上 然	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 准教授	出席
みつおか まさし 光岡 正史	不動産鑑定士(本町不動産鑑定(株) 代表取締役)	出席
会長 むらお かずとし 村尾 和俊	西日本電信電話(株) 相談役	出席
	11名	

說明資料

第 1 3 4 回

国有財産近畿地方審議会

令和6年2月22日
近 畿 財 務 局

【諮 問 事 項】

宇治市に所在する
普通財産の減額売払について

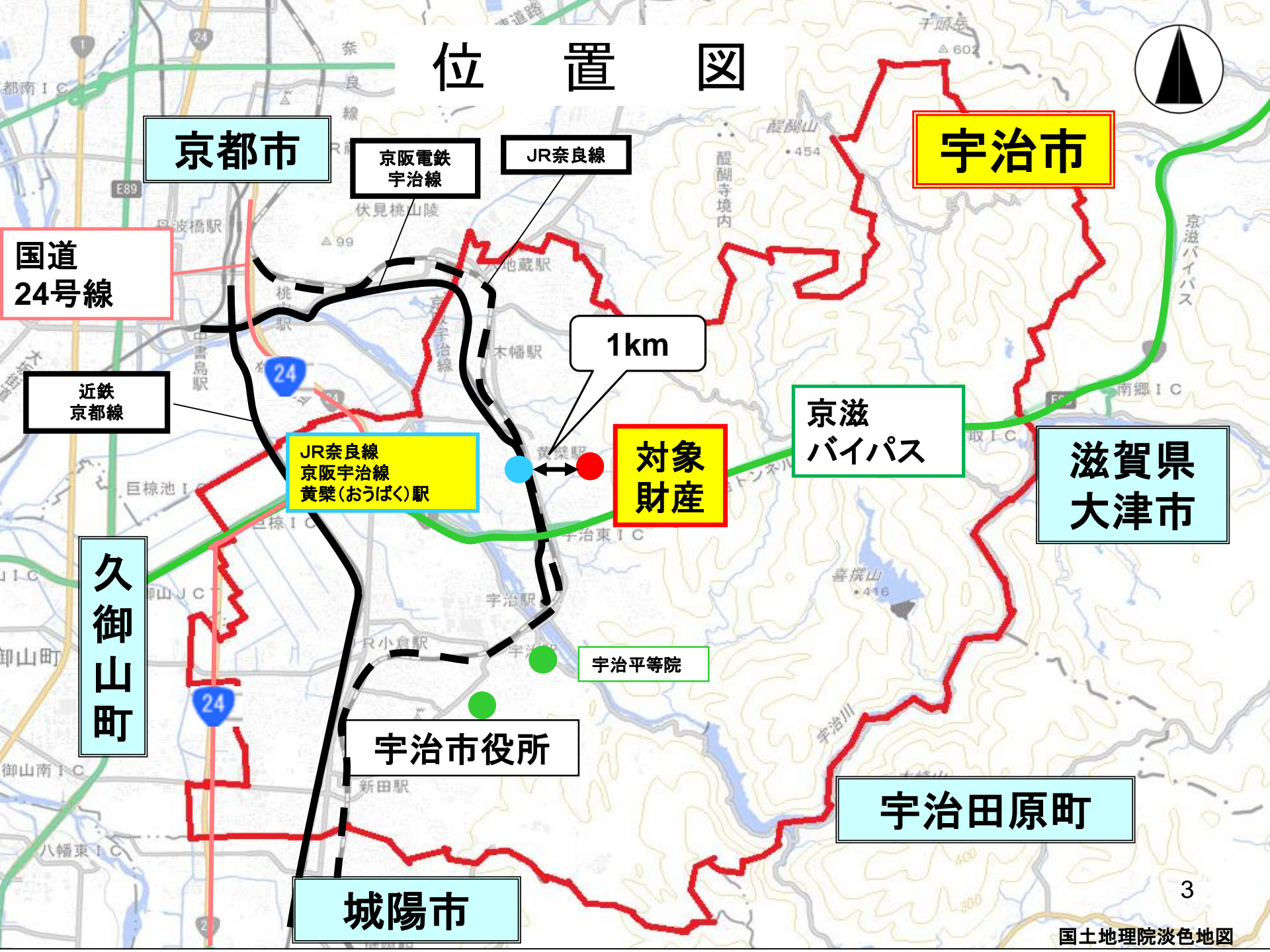
対 象 財 産

所 管：財務省
会計名：一般会計

所在地	区分	数量	処分 相手方	処理区分	利用計画
宇治市五ヶ庄 三番割 25番38	土地 ※	7,906.63 m ²	宇治市	減額売払	学校給食 センター 敷地

※対象財産には、立木竹・工作物を含む

位置図



京都市

宇治市

京阪電鉄
宇治線

JR奈良線

国道
24号線

近鉄
京都線

1km

JR奈良線
京阪宇治線
黄檗(おうばく)駅

対象
財産

京滋
バイパス

滋賀県
大津市

久御山町

宇治平等院

宇治市役所

宇治田原町

城陽市

案内図



市街化調整区域
建ぺい率 60%
容積率 200%

黄檗公園

墓地

配水池

対象財産
7,906.63㎡

河川

宇治少年院跡地

京都大学
グラウンド

市道 黄檗山手線

空中写真(2020年(令和2年))



黄檗公園

墓地

配水池

河川

宇治少年院跡地

京都大学
グラウンド

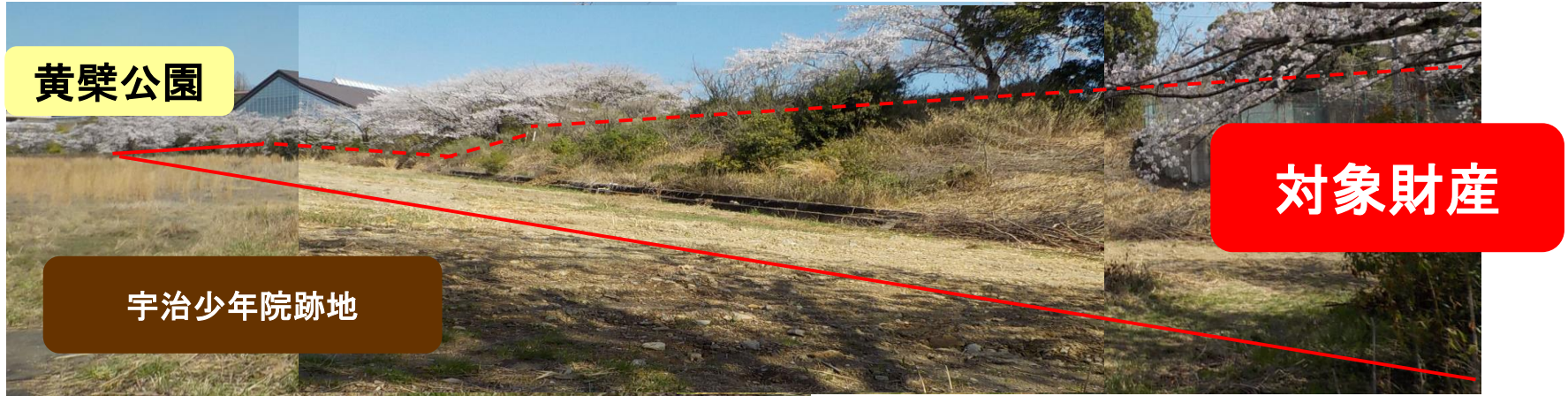
少年院建物
グラウンド
(現在更地)
農場

対象財産
7,906.63㎡

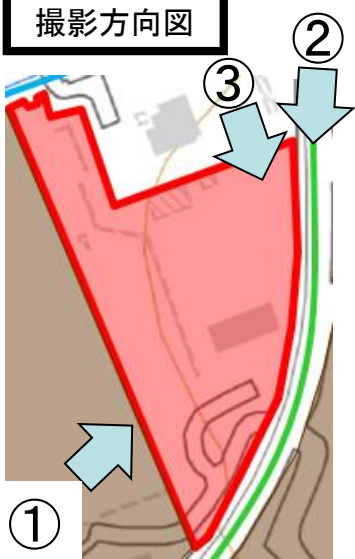
市道 黄檗山手線

現況写真

写真①



撮影方向図



写真②



写真③



事業の必要性

食生活の乱れ
(朝食抜き、偏食)

「食育」の必要性

【平成20年】

学校給食法（昭和29年法律第160号）改正

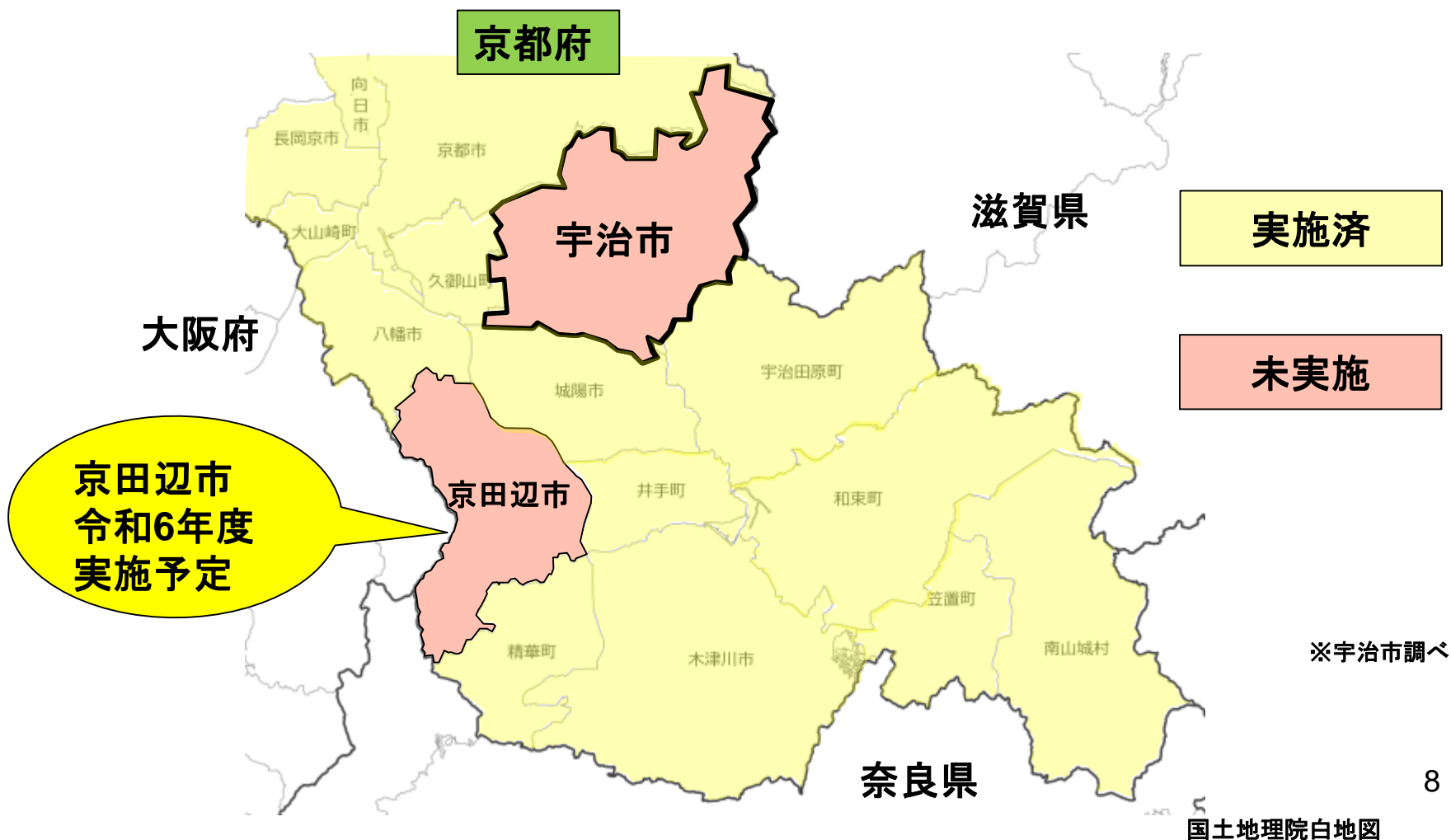
第1条(この法律の目的)

(略) 学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする

全国における公立中学校給食の実施率 96.1%

(文部科学省「令和3年度学校給食実施状況等調査」)

近隣市町村における公立中学校給食の実施状況

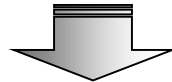


宇治市における検討状況

【平成29年】

宇治市教育委員会会議

中学校給食実施の方向性確認



【令和元年】

宇治市中学校給食検討委員会

実施方式は、センター方式が望ましい



【令和2年】

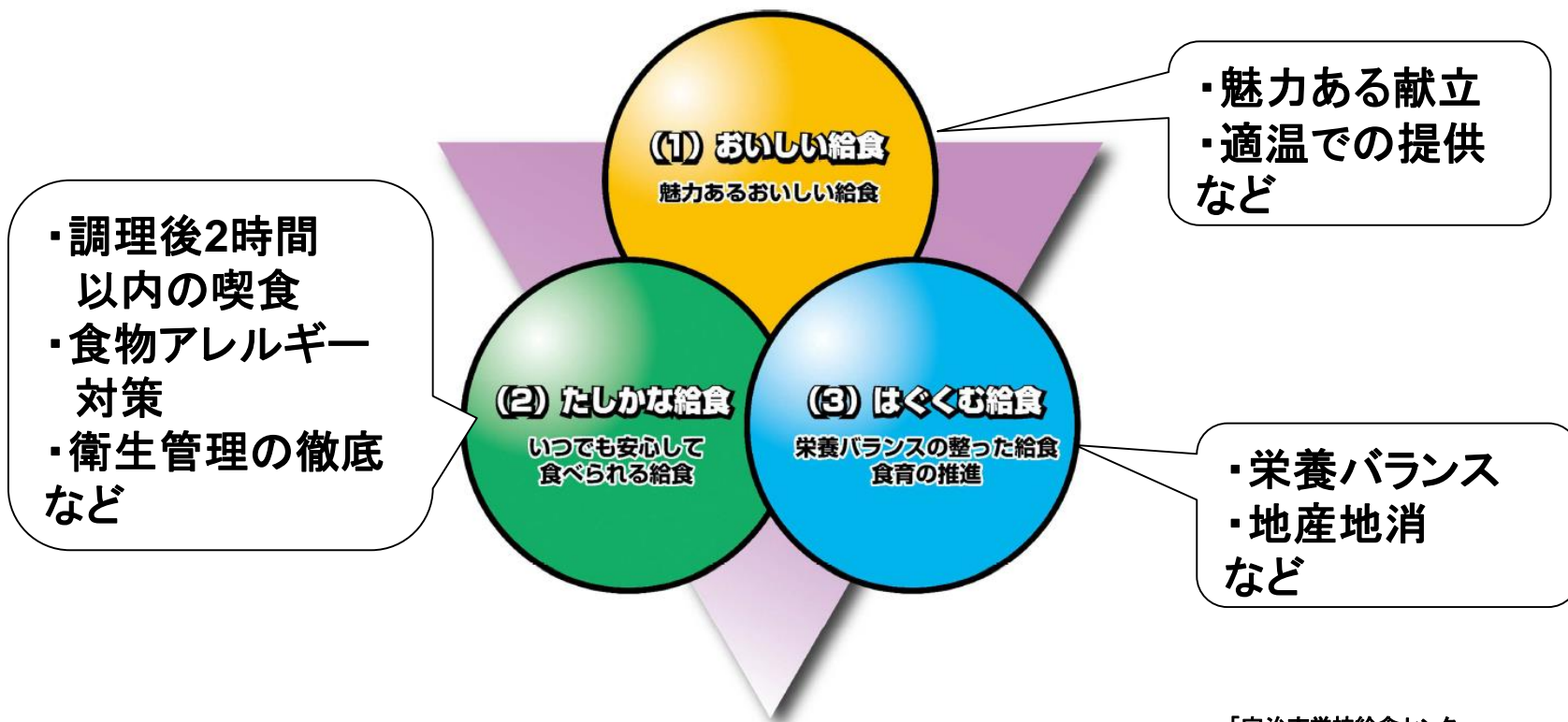
宇治市中学校給食基本構想策定

給食センター設置方針決定

適地が見つからず、
予定地も含めさらに検討。

宇治市学校給食センター基本計画 (令和5年3月策定)

学校給食の基本的な考え方



整備予定地の選定



宇治市(略図)

①調理後喫食まで
2時間以内に提供可能な
場所であること。

整備候補地
(対象財産)

● 中学校の場所

市街地

↔ 主な幹線道路

工業系の用途地域

市街化調整地域

◎市役所

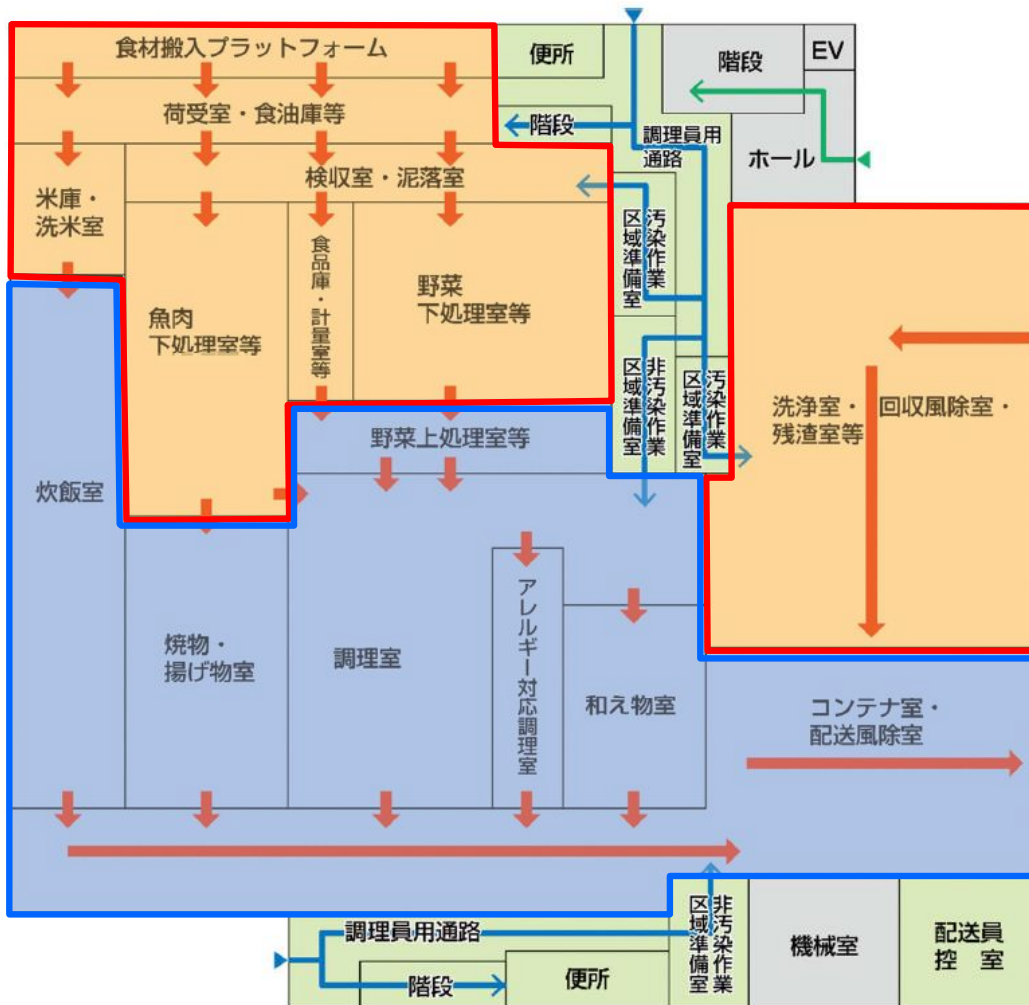
②工業系の用途地域
又は
周辺環境への影響がない
地域であること

③調理等工程を
平面的に行う都合上、
作業動線が十分に確保できる
広さであること。

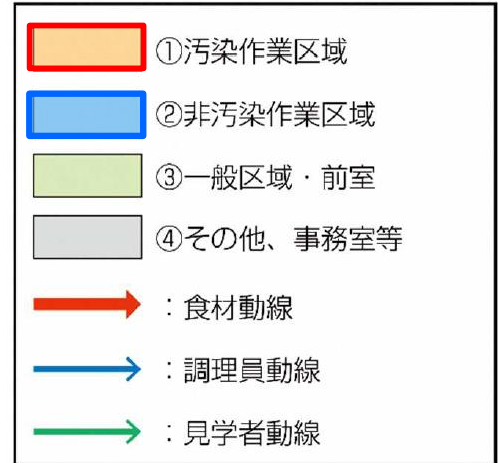
施設の概要(イメージ)

1階

(約 2,400 m²)



凡 例

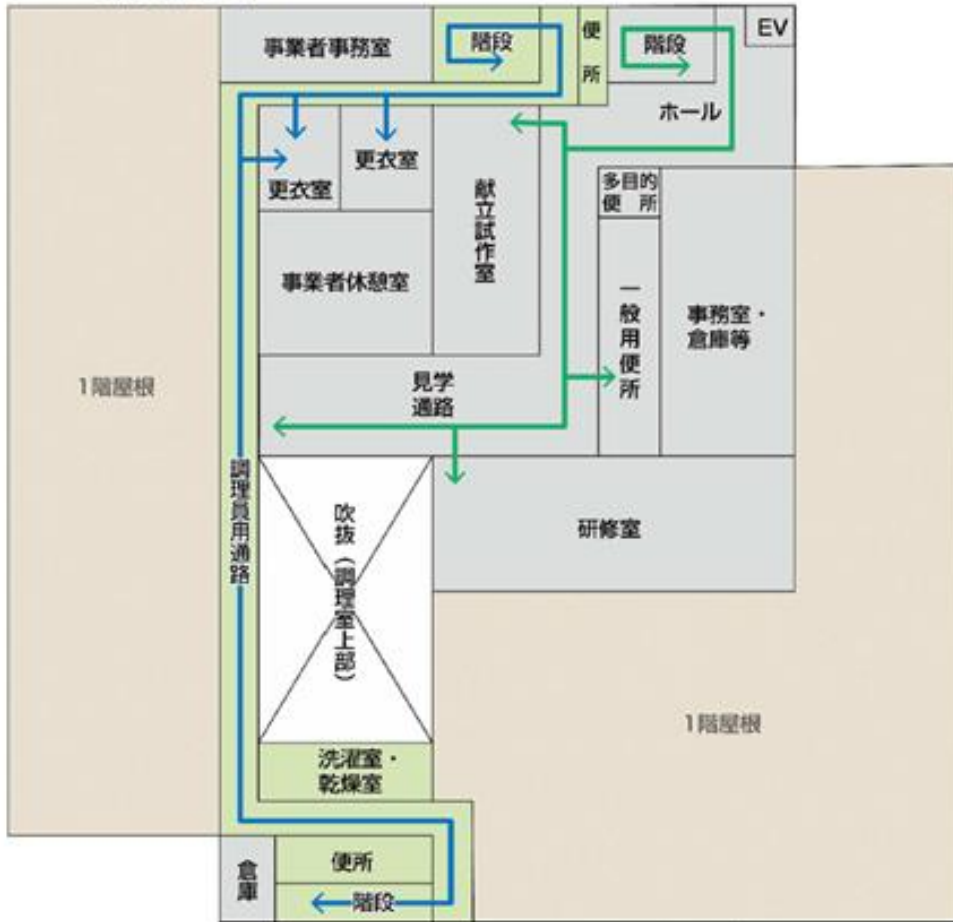


中学校等(10校)向け
5,300食/日
最大能力
6,500食/日

施設の概要(イメージ)

2階

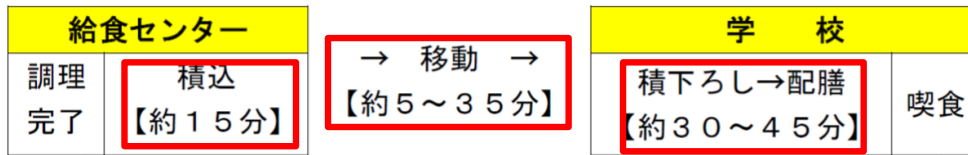
(約 1,100 m²)



凡 例

- ①汚染作業区域
- ②非汚染作業区域
- ③一般区域・前室
- ④その他、事務室等
- ➔ : 食材動線
- ➔ : 調理員動線
- ➔ : 見学者動線

配送計画(イメージ)



2時間以内

配送車

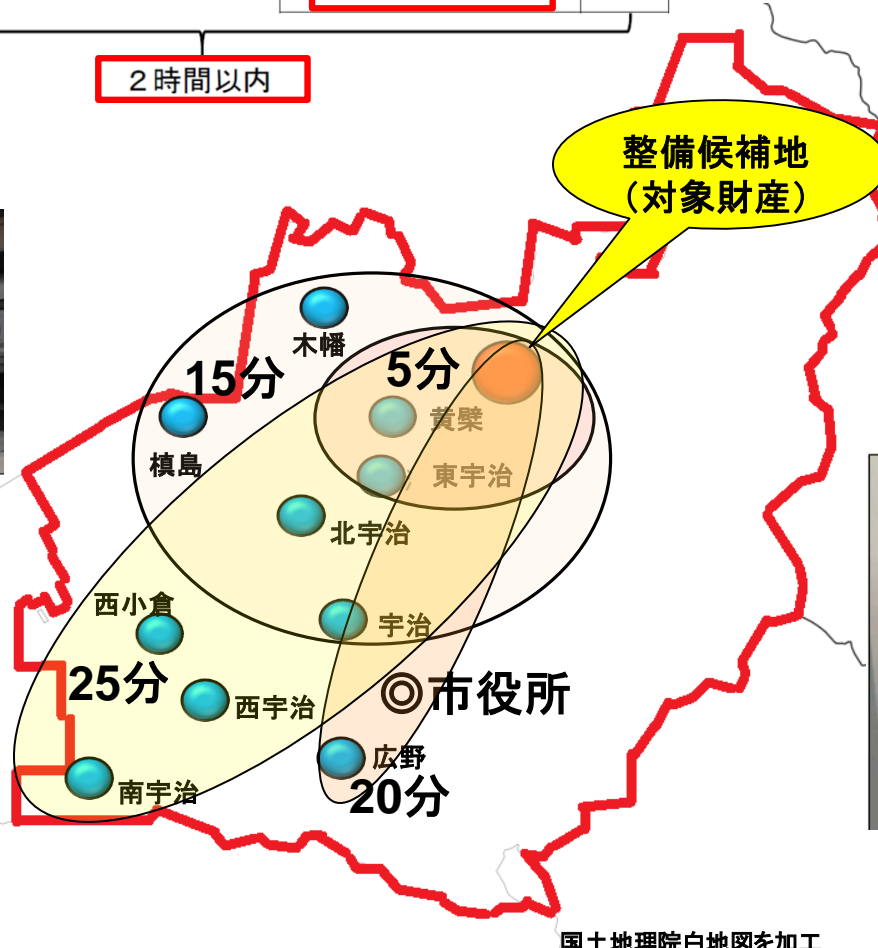


宇治市(略図)



● 中学校

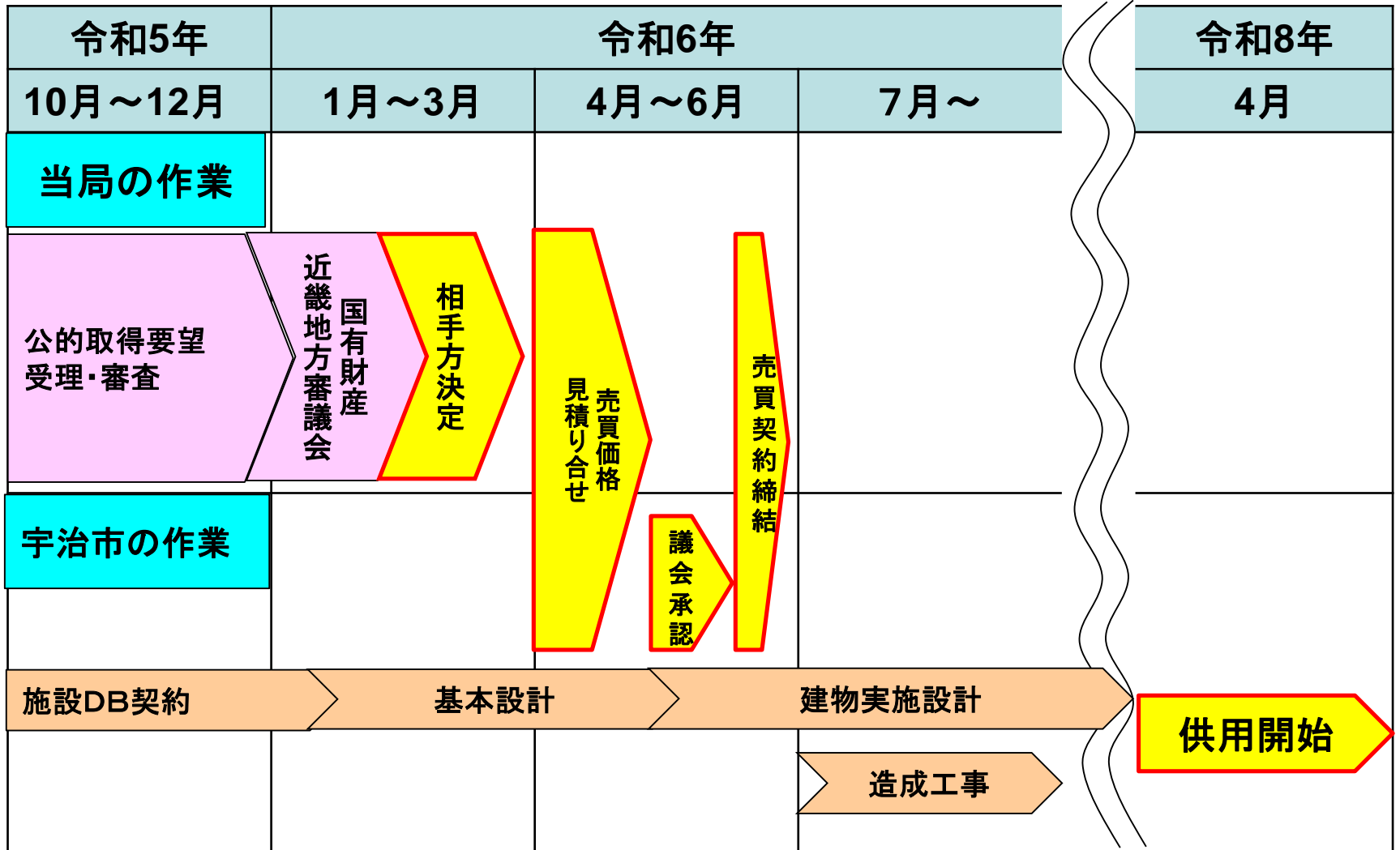
配送用コンテナ



「宇治市学校給食センター基本計画」より抜粋

国土地理院白地図を加工

事業等スケジュール



審 査 結 果

○事業の必要性・緊急性

- ・ 学校給食法の改正、食育の推進。
- ・ 近隣の市町村においては実施済又は近々実施予定。

○事業の実現性

- ・ 宇治市は基本計画を策定済。
- ・ 国有地の取得を条件とする設計施工契約を締結済。

○利用計画の妥当性

- ・ 宇治市は、これまで有識者も交えて慎重に検討。
- ・ 本事業は国庫補助（学校施設環境改善交付金）対象事業。

処 理 方 針

売払相手方	契約方式	処理区分	指定用途	用途指定期間
宇治市	随意契約 (売払価格は 見積り合せで決定)	減額売払	学校給食 センター敷地	売買契約締結日 から 10年

(随契根拠)

・ 会計法第29条の3第5項

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令(※)で定める場合においては、
・・・随意契約によることができる。

※予算決算及び会計令第99条第21号

公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は
事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

(減額根拠)

・ 国有財産特別措置法第3条

普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、・・・減額した対価で譲渡し、
又は貸し付けることができる。

第1項第1号ハ 学校教育法第1条に規定する学校の施設